

北海道福祉のまちづくりサポーター制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道民と北海道（以下「道」という。）が協働して福祉のまちづくりを推進するため、北海道福祉のまちづくりサポーター（以下「サポーター」という。）制度を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、心のバリアフリーの理解と普及を目指すため、地域の住民が日常生活の中で気づいた「街中のバリアフリー」のほか、日頃から取り組んでいる心のバリアフリーの活動を、より多くの人に知ってもらうため、サポーター自身がSNS等で発信すること及び道が情報を発信するほか、サポーターが道の普及啓発活動に参加することで、道民とともに福祉のまちづくりを促進することを目的とする。

(サポーターの定義)

第3条 道が進める福祉のまちづくり事業に積極的に取り組む意欲があり、この要綱に基づき、道がサポーターとして登録した者又は団体。

(サポーターの役割)

第4条 サポーターは、次のうちいずれかの活動を行うこととする。

- (1) サポーター自身のSNS等による優良事例の情報発信
- (2) 優良事例の情報収集及び道への電子メール等による情報提供
- (3) 自主的な勉強会・学習会への参加
- (4) 企業のボランティアへの参加
- (5) 道の普及啓発活動への参加

(道の役割)

第5条 道は、サポーターが円滑に活動できるよう、次の役割を担う。

- (1) サポーターからの優良事例の情報収集
- (2) 特に参考になる優良事例の現地調査及びホームページ等への掲載
- (3) 優良事例集の作成
- (4) 普及啓発活動の実施
- (5) サポーターから本制度についての意見集約
- (6) サポーターへの施策に関する情報提供
- (7) サポーターの活動のPRによる地域の主体的な活動の促進

(サポーターの登録条件)

第6条 道がサポーターとして登録する者の条件は次のとおりとする。

- (1) 福祉のまちづくりに興味、理解、熱意を持つ者又は団体
- (2) 電子メールを利用し、道からの連絡を受信及び道へ送信できる者又は団体

(登録方法)

第7条 サポーターの登録方法は次のとおりとする。

- (1) サポーターへの登録を希望する者又は団体は、「北海道福祉のまちづくりサポーター登録申請書」（様式1）を道へ提出するものとする。
- (2) 道は前項により提出された「北海道福祉のまちづくりサポーター登録申請書」（様式1）に基づき「北海道福祉のまちづくりサポーター登録台帳」（様式2）を作成し、保管するものとする。
- (3) サポーターに登録された者又は団体は、転居等により前号の登録内容に変更があった場合は、「北海道福祉のまちづくりサポーター登録内容変更届出書」（様式3）により、道に届け出なければならない。
- (4) 道は、サポーターに対し、「北海道福祉のまちづくりサポーター登録証」を発行するものとする。

(活動報告)

第8条 サポーターから道への活動報告は次のとおりとする。

- (1) サポーターは活動を行ったときは、「北海道福祉のまちづくりサポーター活動報告書」（様式5）により道へ活動報告を行うものとする。なお、複数回活動を行ったときは1回の報告に集約できるものとする。
- (2) サポーターは第4条（1）に規定する活動（サポーター自身のSNS等による優良事例の情報発信）を行ったときは、投稿した画像を道へ電子メールで送信することで、活動報告とすることができまするものとする。

(禁止事項)

第9条 サポーターは、その活動の中で、次の各号に該当する行為及びそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 優良事例以外の情報収集、情報発信及びこれらに類する行為
- (2) 道民に不利益を与える等の不当行為、その他サポーターとして不適当と認められる行為
- (3) 道に著しく不利益を及ぼす行為
- (4) 政治活動、宗教活動及びこれらに類する行為
- (5) 営利を目的とした活動及びこれに類する行為
- (6) 社会的な信用を損なうおそれのある行為
- (7) 故意にSNS等で誤った情報を伝える行為
- (8) マナー違反の指摘、特定の施設及び活動の改善を求める行為
- (9) 特定の個人・団体・企業を中傷、攻撃する行為

(登録有効期間)

第10条 登録有効期間は、登録した日から、その日が属する年度の3月31日までとする。

ただし、次の登録削除の要件に該当しない場合、自動的に1年ずつ延長するものとする。

- (1) 「北海道福祉のまちづくりサポーター登録削除申請書」（様式4）の提出があったとき
- (2) 偽り、不正な手段による登録をしたとき

(3) 登録削除を行った場合は、登録者は速やかに「北海道福祉のまちづくりサポーター登録証」の返還をするものとする

(登録の削除)

第11条 道は、サポーターが、次の号のいずれかに該当したときは、登録を削除し「北海道福祉のまちづくり登録証」の返還を求めることができる。

- (1) 「北海道福祉のまちづくりサポーター登録削除申請書」（様式4）が提出されたとき
- (2) サポーターが第9条に規定する行為を行ったとき
- (3) その他、特に必要と認められる場合

(費用負担)

第12条 サポーターが利用する機器に関する経費、インターネットへの接続に要する通信費用、交通費及びその他全ての経費はサポーターが負担するものとする。

(情報等の取扱い)

第13条 道はサポーターから得た情報、写真等について自由に選択、修正、編集及び公表できるものとする。ただし、個人情報を含む内容については、情報を提供したサポーターの許可を得た上で公表するものとする。

(免責)

第14条 道はサポーターが活動したことにより、サポーターが何らかの損害を受けた場合、一切責任を負わないものとする。

(個人情報)

第15条 個人情報の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 道は、サポーターの個人情報を北海道個人情報保護条例に基づいて取り扱い、主に次の目的で利用する。
 - ア 研修等の開催案内を送付するため
 - イ 活動に係る資料等を送付するため
- (2) 道は、サポーターの個人情報のうち、当該サポーターが公表することを承諾した登録項目に限り、ホームページ等で公表できる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本制度に必要な事項は、道が決定する。

附則

この要綱は、令和3年10月22日から施行する。